

連結範囲とのれんの処理 —国際会計基準の変遷を踏まえて—

神納 樹史

(東京経済大学 教授)

IAS3 から IAS27[1994] に改訂された際、連結の範囲は持株基準から支配力基準により決定し、支配獲得時の公正価値で子会社を評価替えするようになった。その際、支配力基準との関係から不整合との理由で、少数株主持分を簿価のままとする標準処理が、2008年改訂以降は認められなくなった。また IFRS10 では親会社持分だけ認識する、いわゆる部分のれん方式だけではなく、非支配持分相当額も認識する全部のれんの処理も導入されるようになった。このように、連結会計について、国際会計基準の変遷を概観すると、連結の範囲とのれんの処理とでは関連性があったことが伺われる。

ところが、IAS27[2008] と IFRS10 を比較すると、連結の範囲について支配力基準で決定する点では変わらないものの、IFRS10 では支配力を三つの要素から判断することとなった。例えば潜在的議決権が重要な要素となるという変更があったものの、のれんの認識については大きな変更はなかった。そこで、本稿は、Hove[2006]、Newlove[1926] を踏まえ、株式の種類を考慮して、のれんの認識は普通株式に対応する部分のみ行い、優先株式に対応する部分は行わない処理を行うべきではないかという見解を示した。

Scope of Consolidation and Accounting for Goodwill: Considering Transformations in International Accounting Standards

Dr. Mikhito Jinnou

(Professor, Tokyo Keizai University)

When IAS3 was modified to IAS27 (1994), the basis for determining consolidation's scope shifted from shareholding to control. Meanwhile, subsidiaries were evaluated by their fair value during the acquisition of control. After modifications in 2008, from control criteria's aspect, the previous standard process, which leaves book values as minority interests, was disallowed due to inconsistencies and other reasons. Instead, IFRS10 implemented the comprehensive goodwill accounting that also recognizes values equivalent to non-controlling interests, along with recognizing only parent interests, or the so-called partial goodwill accounting. Thus, broadly, the transformations of international accounting standards with regard to consolidated accounting imply certain relationships between scope of consolidation and accounting for goodwill.

However, a comparison of IAS27 (2008) and IFRS10 shows no differences in determining scope of consolidation based on control criteria. Yet, IFRS10 has come to determine controlling power based on three elements. For example, a change positioned potential voting rights as critical factors, while there were no major changes in recognitions of goodwill. Thus, this paper considers share types according to Hove (2006) and Newlove (1926), expressing our opinion that recognitions of goodwill should be based only on equivalent amounts of common stocks without considering those relevant to preferred stocks.

I 本稿の目的

連結会計において、国際会計基準を導入する企業が、2010年12月末段階では3社だったのに対し、2018年11月末段階では197社へと、わが国でも増えてきている⁽¹⁾。わが国の基準は、会計基準の収斂化が図られてきたものの、いまだに差異が残されている。例えば、のれん認識後の処理では、現状の日本基準では最長20年までの期間で均等償却により費用化され、業績が悪化し、減損の兆候がある場合は減損処理を検討するが、IFRS等では減損の兆候がなければ一切費用化されない。同額のM&Aを行っても、日本基準によればその後ののれんの償却分だけ利益が小さく表示されるので、日本企業は海外の企業との競争で不利だとも言われている。一方、非償却により、のれんが過大に計上されてしまうという指摘もあり、ヘッドルーム・アプローチの導入も検討された（一般財団法人会計教育研修機構[2018]⁽²⁾）。本稿では、国際会計基準の変遷をたどり、のれんを中心に検討するために、支配権獲得時の処理を取り上げる。

ところで、概念フレームワークの報告企業に関連して、IASBは2008年に討議資料「財務報告のための改善された概念フレームワークに関する予備的見解—報告企業」（報告企業D P）、そして、2010年に公表した公開草案「財務報告のための概念フレームワーク」（報告企業E D）では、財務諸表は、特定の投資者、貸付者またはその他の債権者の観点からではなく、企業全体の観点から作成されるとした。連結会計においては、企業集団の観点から作成されることになったとも考えられる。その場合、従来から、企業集団の捉え方、すなわち連結の範囲が問題となる。直近に公表されたIFRS10「連結財務諸表」では、連結の範囲の決定基準が変わったことが指摘された。もっとも、IFRS10が公表されたのが2011年ということで、その点に関しては既に多くの検討が行われている。そこで、本稿は、IAS3「連結財務諸表」から、支配権獲得時の処理に連結範囲を関連させながら、国際会計基準の変遷をたどりながら連結範囲と関連させてのれんの処理を検討する。

II 国際会計基準の変遷

1976年公表のIAS3「連結財務諸表」（以下、IAS3）は親会社の支配下にある企業集団のために連結財務諸表を作成することを目的とし、ここでの企業集団を、親会社及び子会社として定義し、親会社は他の会社の議決権力のある持分を保有するものであり、子会社は他の会社によって議決権力のある持分を保有されているものと定義している（IAS3,par.1.4）。このように議決権力のある持分の保有が基準となり、詳細については、(a) 持分の過半数を所有しているが、議決権力の過半数を満たさない場合は、(b) 法令または契約によって、企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力を有する場合、これらの方針を支配下におさめている例としては、取締役会の構成員の過半数を選任する力であったり、経営上の契約や定款による場合がある、と規定している。連結手続は、企業集団に関する財務情報を単一のものとして提供するという連結の目的に照らして、企業集団内の取引は内部取引となるため、内部取引は消去するとあり、現在あるような、子会社の資産・負債の評価替え、投資と資本の相殺消去から生じる差額の処理については、明記されていない（IAS3,par.11～13）。

その後、改訂作業が進められて1989年に公表され、その後改訂が行われ、1994年に公表されたのが、IAS27「連結財務諸表と子会社投資の会計処理」（以下、IAS27とする）である。1982年に公表されたIAS22「企業結合の会計処理」以降、のれんの具体的な処理はIAS22によるようになった。そこで、本稿では、IAS3と大きくのれんの処理について変更が行われた1993年に公表されたIAS22を反映した1994年

版のIAS27を取り上げる。

IAS27は、企業集団について、『親会社及びそのすべての子会社をいう』とし、『親会社』とは、一つ又はそれ以上の子会社を有している企業をいう。『子会社』とは、他の企業（親会社という）によって支配されている企業をいう」と定義している。このように、企業集団を支配従属関係にある会社によって構成されているものと規定している。ここでいう支配については、ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右できる力をいう（IAS27[1994]par.6）と規定している。このように議決権の過半数所有から連結の範囲を決定するIAS3とは異なっている。議決権つき株式の過半数所有は、支配があるかどうかを客観的に判断するための便宜的な方法と捉えられ、IAS27[1994]は、支配の存在を「ある企業の活動から便益を得られる」かどうかを問題とし、持分比率が過半数に満たない子会社でも、他に親会社による支配を示す証拠があるのなら、支配が存在するとしている（IAS27[1994]par.10）。このように、既述のIAS3は議決権力の保有を連結の範囲の決定基準とし、まずは議決権の過半数所有を掲げていたが、IAS27[1994]は支配を連結の範囲の決定基準としている。このように、連結の範囲の決定基準は、持株基準から支配力基準へと移り変わったと指摘されている。

IAS27は連結手続にパーチェス法を適用し、投資原価が資産・負債の公正価値を反映していると考え（IAS22[1998] par.17）。そこで、まず子会社資産・負債を公正価値に評価替えすることとなり、それに基づいて投資額と資本額の消去差額を把握し、それまでよりも投資差額の原因分析を完全に行うようになった。その評価替えとして「標準処理」と「認められる代替処理」の二つの方法を示している（IAS22[1998] pars.32,34）。「標準処理」によると、公正価値に評価替えされ、認識する識別可能資産・負債は、次の（a）と（b）の合計額で計上しなければならない。（a）交換取引で得た取得企業の持分の範囲内で交換取引日における取得した識別可能資産・負債の公正価値；及び（b）取得前の子会社の識別可能資産・負債の帳簿価額に対する少数株主持分割合としている。すなわち、「標準処理」によると、資産・負債のそれぞれを、親会社が取得した持分にみあう分を公正価値に評価替えし、少数株主の持分にみあう分は簿価のままとするものである。

「認められる代替処理」によると、公正価値に評価替えされ、認識される識別可能資産・負債は、取得日現在の公正価値で測定しなければならないとしている。「認められる代替処理」によると、認識する識別可能資産・負債は、取得日現在の公正価値で測定しなければならないとし、少数株主持分に見合う部分も公正価値で評価され、資産・負債をそれぞれ全面的に評価替えされる。「標準処理」と「認められる代替処理」の差は、個々の資産・負債のうち少数株主持分に見合う部分を簿価のまま連結貸借対照表上に計上するか、公正価値に評価替えするかにあって、少数株主持分の金額は変わるものの、いずれの方法によっても、のれんについては親会社持分相当額だけ認識しているので、金額は変わらない。

子会社取得の原価が子会社株式取得日における子会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する取得企業の持分を超える額はのれんとし、資産として認識されなければならないとしている（IAS22[1998] par.41）。このように認識されたのれんをその有効期間にわたって、別の方法が適切であると認められる場合を除いては、定額法によって5年を超えない期間で償却しなければならないとし、ただし、5年を超える長期期間が正当化される場合はその期間によるが、20年を超えてはならないとしている（IAS22[1998] par.44）。

2001年4月から会計基準のコンバージェンスが掲げられるようになり、基準設定については、国際会計基準審議会が担うようになり、また欧州連合（EU）が、2005年にEU域内上場企業にIFRSの適用を義務付けたことで、IFRSは注目を浴びるようになった。この時期に公表されたのが、IASBのIAS27[2005]であ

る。親会社がある企業の議決権の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示されるような例外的な状況は別として、支配が存在していると推定されると規定し（IAS27[2005]pars.12～13）、連結範囲は引き続き支配力基準により決定されるようになった。その際、企業が他の企業の財務及び経営方針を支配する力を有しているかどうかを評価する場合に、企業が現時点で行使可能又は転換可能となっている潜在的議決権の存在及び影響を検討するようになった（IAS27[2005] par.IN10）。

のれんの額は識別可能資産・負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する買収企業の持分割合相当額を、企業結合の原価が上回る場合の超過額であるとされ（IFRS3,par.51（b））、企業結合で取得したのれんは、個別に識別した区分認識することができない資産からの将来の経済的便益を期待して、買収企業が支払った額を表している、と規定している（IFRS3,par.52）。のれんを規則的な償却せず、減損の兆候が無くとも毎年1回、さらに減損の兆候がある場合には追加で、減損テストの対象とした（IAS36,par.B36（a）,90）。これは、のれんの耐用年数と費消パターンを予測することが不可能だとして、償却は恣意的な見積りでしかないとの結論に至ったからである。また、企業がのれん全体の価値を維持しているとしたら、のれんは資産であり費消される以上、償却をしないことにより、自己創設のれんと置換されることは認めた上で、のれんを置き換える自己創設のれんを認識しない状況での取得したのれんの償却費は有用な情報を提供しないとの結論に至った（IAS36,par.BC131E）。そして、減額な減損テストによる減損の認識を通じて有用な情報を財務諸表利用者に提供できるとしている（IAS36,par.BC131G）。

2008年に改訂されたIAS27では、引き続き支配力基準より連結範囲が決定され、この支配力基準との関連から、親会社持分以外の持分が少数ではない場合も生じ、従来の少数株主持分は不適切だという意見が出されていた。そこで、子会社に対する持分のうち、親会社に直接または間接的に帰属しないものについては、非支配持分となった（IAS27[2008]par.4）

のれんについては、のれんを測定するために対価の取得日公正価値を使用する場合とのれんを測定するために取得企業の被取得企業に対する持分を使用する場合の選択適用が認められた（IFRS3[2008] pars. BC330～336）。いわゆる全部のれんアプローチと部分（買入、購入）のれんアプローチが採用されるようになった。すなわち、従来は、親会社の持分相当額ののれんだけを認識していたのに対し、IFRS3[2008]では、非支配持分相当分も認識する全部のれんアプローチが導入されるようになった。これは、支配を獲得した子会社の非支配持分も企業集団を構成するものであることもあり、非支配持分帰属額についても支配獲得日の公正価値で測定を行うことが理論的に正しいことが考えられるからである。

その後、IFRS10は2011年に公表され、IAS27と置き換えられた。これは、連結の範囲において支配に焦点をあてていたIAS27[2008]と、リスク及び経済価値に重点を置いていたSIC12「連結—特別目的事業体」の間で不整合が指摘されていたことに対応して公表されたものである（IFRS10,par.IN3）。つまり、連結の範囲において変更があった。すなわち、従来の国際会計基準IAS27[2008]では企業には法人格のない事業体を含めることを明示していたが、IFRS10は「企業」の定義を行っておらず、そもそも法人格のある企業である必要はなく、パートナーシップや信託も連結範囲に含めることになった。また「投資者は、投資先への関与の内容にかかわらず、投資先を支配しているかどうかを判定し、自らが親会社であるかどうかを決定しなければならない」と規定していた（IFRS10,par.5）。また、投資先を支配しているかどうかを、①投資先に対するパワー、②投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利、③投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力の3つの要素により判断するようになった（IFRS10,par.6.B2）。これら3つの要素を、それぞれ次のように規定している。

1. 投資先に対するパワー

投資者は、投資先のリターンに重要な影響を与える活動、すなわち「関連する活動 (relevant activities)」を指図する現在の能力を投資者自身に与える現在の権利を有している場合に、投資先に対してパワーを有していることになる (IFRS10,par.10)。従前の IAS27[2008] 及び SIC12 は、投資先の財務及び事業の方針に対する支配に焦点を置いていたが、IFRS10 は、パワーの評価を投資先の「関連する活動」に対してどのような指図 (意思決定) を行なうかを把握する必要とする。「関連する活動」にあてはまる可能性のある例として、財及びサービスの販売及び購入、金融資産の管理 (デフォルト時の管理を含む)、資産の選択、取得及び処分、製品やプロセスの研究開発、資金の調達管理、予算の設定やその他の主要な意思決定の実行、主要な経営幹部の選解任や報酬決定がある (IFRS10,par. B11, B12) 権利の評価はパワーとの関係 (実質的な権利を投資会社に考慮すること) として、議決権、潜在的議決権、他の企業 (「関連する活動」を指図している経営幹部や別の企業) を選任または解任する権利、重要な取引 (投資者のリターンに重要な影響を及ぼす取引) の実行を指図する権利や変更を拒否する権利、「関連する活動」を指図する能力を保有者に与えるその他の権利 (経営管理契約上の意思決定権など) がある (IFRS10,par. B15, B10)。権利の評価については、投資先に対するパワーの追加的な証拠となる可能性のある要因、取締役会の意思決定を実質的に支配しているかどうかをみるものである。

2. 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利

投資者は被投資者の業績によってその関与から生じる自身へのリターンが変動する可能性がある場合、当該投資者は、その関与から生じるリターンに対する権利を有していることになると規定している (IFRS10,par.15)。リターンの例としては、配当及びその他の経済的便益の分配、投資価値の変動、信用補完や流動性補完の提供による損失に対するエクスポージャー、資産・負債に対する残余持分、投資先の資産・負債のサービシングにかかる報酬、他の持分保有者に利用可能でないリターン (例えば、営業上等のシナジーによるリターン) がある (IFRS10,par. B57)。

3. 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力

投資者が支配を有していると判断するためには、単に被投資者に対するパワーとその関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているというだけでなく、被投資者への関与から生じる投資者自身へのリターンに影響を及ぼすようにパワーを行使できることを求めている (IFRS10,par.17) すなわち、意思決定権限の範囲、他の当事者が保有する権利、報酬、他の関与により生じるリターンの変動制に対するエクスポージャーの4つの要因のすべてを検討して総合的に判断する必要がある (IFRS10,par. B60)。

のれんについては、いわゆる全部のれんアプローチと部分のれんアプローチの両方が採用され、各年次において減損テストの実施が要求されているなど、IAS27[2008] と変更はない。

これまで取り上げてきた基準をまとめると、[表1]になる。

連結の範囲については、IAS 3の持株基準からIAS27の支配力基準に移行した際には、支配獲得時の公正価値で子会社を評価替えするようになった。そして、支配力基準との関係から、少数株主持分を簿価のままとする標準処理とが整合していないなどの理由から、2008年に行われた改訂により日本でいう部分時価評価法がなくなった。

[表1] 国際会計基準における連結範囲と支配獲得時の処理に関する変遷

基準 手続等	IAS3	IAS27 [1994]	IAS27 [2008]	IFRS10
連結範囲	議決権力のある持分 ・持分の過半数所有 ・企業の財務・営業 方針を左右する力	支配力基準 ・議決権の過半数所 有 ・企業の財務・営業 方針を左右する力 ・経営機関への支配	支配力基準 ・議決権の過半数所 有 ・企業の財務・営業 方針を左右する力 ・経営機関への支配	支配力基準 パワー、リターン、 パワーとリターンと の関連の要素により 決定
資本連結時の子会 社資産・負債の評価 替え	—	標準処理（部分時 価評価法）と代替処 理（全面時価評価 法）	全面時価評価法	全面時価評価法
のれんの認識	—	部分のれん	部分のれん及び全部 のれん	部分のれん及び全部 のれん
のれん認識後の処理	償却	償却	非償却・減損	非償却・減損

また、親会社持分だけ認識する、いわゆる部分のれん方式だけではなく、非支配持分相当額も認識する全部のれんの処理も次第に導入されるようになった。このように、国際会計基準の変遷を概観すると、連結の範囲とのれんの処理とは関連性がある。

ところが、IAS27[2008]とIFRS10を比べると、連結の範囲を支配力基準により決定する点では変わらないものの、IFRS10では支配力を三つの要素から判断することとなり、例えば潜在的議決権なども重要な決定基準の要素となるなど変更はあったものの、のれんの認識については大きな変更はなかった。一方、潜在的議決権などについては、具体的にどのように考慮するのかについての指針が変わってきている。すなわち、潜在的議決権について、IAS27[2008]では、潜在的議決権を取得できるオプションなどが現在行使可能なものであれば、それを現在の議決権であるかのように扱うことを求めている、実務上行使価格などの状態にかかわらず、現在行使可能であれば支配の判定上有効な議決権として扱われることがあった。また、経営者の意図及び当該権利を行使または転換する財務的能力を考慮しないという例外も設けられていた。IFRS10は、この潜在的議決権の行使価格や転換価格の状態、すなわち、潜在的議決権がイン・ザ・マネーまたはアウト・オブ・マネーの状態であるかを支配の判定に際して考慮すべき要因として明確にした。潜在的議決権がディープ・オブ・ザ・マネーの状態である場合には、当該潜在的議決権は実質的な権利ではないとみなされる可能性がある。また、IFRS10では、財務的能力や経営者の意図を考慮しないといった例外も設けておらず、すべての事実と状況を考慮し、実質的な権利といえる場合には、支配の判定に際して考慮するとされている。こうした連結範囲における潜在的議決権に関する検討は既に行われている。そこで今回は、潜在的議決権、これは、一つは株式の内容を見ると考え、株式の内容を踏まえたのれんの処理があるかどうかを検討していくことにする。

III 優先株式とのれんの処理

IFRS3には、株式の種類として優先株式に関する規定としては、非支配持分の測定の箇所に規定されている（IFRS3.pars.TE44B～IE44E）。現在のIFRS3は、非支配持分を測定することによって、のれんを計算するようになっており、非支配持分とのれんは関連しているが、ただ、規定文を表面的にみても、「のれん」という文言が出てこないことから、株式の種類とのれんに関連性があるかどうかはわからない。

そこで、具体的な数値例が示されているものとして、IAS27を解説したものであるため遡ることになるが、IAS27とIFRS10では部分のれんの計算については変更していないので、Hove[2006]が参考になるだろう。Hove[2006]は、次のよう設例を示している。

[設例] 親会社A社は20X2年4月1日に子会社B社の持分を90%取得した。このときの各社の貸借対照表は、[表2]のとおりであり、B社の利益剰余金R5,000であった。優先株主に10%の配当をその日に全額支払った。

[表2]個別貸借対照表

親子会社 20X3年貸借対照表
3月31日

(単位：R)

	A社	B社		A社	B社
流動資産	11,000	40,000	資本金 - 普通株式 -	80,000	50,000
B社株式：40,000株普通株式	44,000		資本金 - 優先株式 -		30,000
固定資産	55,000	65,000	利益剰余金	30,000	25,000
	110,000	105,000		110,000	105,000

このときの連結精算表は[表3]、連結貸借対照表は[図表4]である。

[表3]連結精算表

連結精算表

(単位：R)

	A社	B社	修正		連結
			借方	貸方	
資本金 普通株式	80,000	50,000	50,000		80,000
資本金 優先株式		30,000	30,000		
1. 少数株主持分				14,400	14,400
少数株主持分				30,000	30,000
少数株主持分				3,000	3,000
2. 利益剰余金	30,000	25,000	11,400		43,600
	110,000	105,000			171,000
固定資産	55,000	65,000			120,000
B社への投資	44,000			44,000	
流動資産	11,000	40,000			51,000
	110,000	105,000	91,400	91,400	171,000

[表4]連結貸借対照表

		連結貸借対照表		(単位：R)
固定資産	120,000	普通株式 資本金		80,000
流動資産	51,000	少数株主持分：		
		普通株式	14,400	
		優先株式	33,000	47,400
		利益剰余金		43,600
	171,000			171,000

Hove[2006]は優先株式について独立した章を設けていて、B社の持分に占める株主持分は、発行時の資本金の二つの種類を踏まえて決定されなければならないと述べている。そして、優先株式相当分については、すべてを少数株主持分に含めている。このように、現行の規定も、Hove[2006]も、優先株式を非支配持分の処理で取り上げているが、それがのれんと関連するかは明確ではない。

そこで、理論的な検討が必要になる。連結会計上、理論的な考察の視点として、しばしば取り上げられるのが、連結基礎概念である。その際、参考となるものとして、Baxter & Spinney[1975]及びFASB1991年討議資料が取り上げられる。Baxter & Spinney[1975]は、資本主概念、親会社概念、親会社拡張概念、実体概念と4つの概念を取り上げている。今回のテーマであるのれんの処理のうち、例えば、日本では採用されていないため、コンバージェンスでは論点の一つとなる全部のれんについては、Baxter & Spinney[1975]では実体概念で取り上げられている。一方、FASBでは比例連結概念、親会社概念、経済的単一体概念の3つを挙げている。それぞれ、Baxter & Spinney[1975]の資本主概念、親会社概念、実体概念とほぼ対応していることが言われているものの（例えば、高須[1998]p.80）、実体概念に対応するとされる経済的単一体説では、全部のれんだけでなく、部分のれんも入れている。すなわち、Baxter & Spinney[1975]の経済的単一体では全部のれんだけを認めていたのとは異なっているのである。

また、IASBの概念フレームワークを検討した佐藤倫正主査[2012]の研究グループの研究成果によると、IASB自身は、2006年の財務報告の目的に関する「討議資料」で「所有主説ではなく企業主体説を採用することに決定した」と述べ、2008年の公開草案でも、同様の立場を表明したものの、いわゆる親会社説や経済的単一体説等について、呼び名と内容についてコンセンサスが得られなかったため、IASBは特定の呼び名を用いず、その内容を言葉で説明することにし、2009年3月に、IASBは声明を出して、「所有主説とか企業主体説という用語は以後使わない」と決定した⁽³⁾。以上のことから、連結基礎概念から理論的検討は困難である。では、どのように理論的に考察すべきだろうか。

ところで、当時の企業会計基準委員会委員長の西川氏とのインタビューでIASB理事の鶯地氏は、「IFRSが存在していなかった時代は米国基準が国際基準でした」と語っている(西川[2013]pp.253～254)。そこで、今回は、理論的に探究するために、今回は、アメリカの学説を用いることとする。その中でも、現行ののれんの処理は非支配持分の認識と関連し、非支配持分の貸借対照表上の表示については、現在と同じように、純資産に計上し、また優先株式について独立した章を設けているNewlove[1926]を取り上げることにする。

Newlove[1926]が示した設例と連結精算表は、以下のとおりである(Newlove[1926] p.147)。

[設例] X社は125でY社の普通株200株を市場で購入し、150でY社の優先株式（議決権なき非累積優先株式）50株を購入した。この時の貸借対照表が次のものである。また、各社が1925年中に経常利益

\$10,000 を計上したものとする。

[表5]個別貸借対照表

貸借対照表
1925年1月1日

	X社	Y社		X社	Y社
諸資産 のれん	\$100,000	\$50,000	普通株式	\$75,000	\$25,000
	10,000	5,000	優先株式	25,000	25,000
			剰余金	10,000	5,000
	\$110,000	\$55,000		\$110,000	\$55,000

[表6]連結精算表

連結精算表

	X社	Y社	消 去		連結貸借対照表
諸資産	\$77,800	\$60,000			\$137,500
Y社普通株式	25,000			\$25,000	
Y社優先株式	7,500			7,500	
のれん	10,000	5,000	\$1,000		16,000
	\$120,300	\$65,000			\$153,500
普通株式：					
内部	\$75,000	\$20,000	20,000		\$75,000
外部		5,000			5,000
優先株式：					
内部	25,000	5,000	5,000		25,000
外部		20,000			20,000
剰余金：					
内部	20,000	12,000	(a) 6,500		25,500
外部		(b) 3,000			3,000
	\$120,000	\$63,000	32,500	32,500	\$153,500

(a) $(\$5,000 \times \text{親会社持分 } 80\%) + (\$7,500 - \$5,000) = \$6,500$

(b) $(\$5,000 + \$10,000) \times \text{少数株主持分割合 } 20\% = \$3,000$

Newlove[1926]は、優先株式について独立した章を設けて、優先株式の処理を論じているが、連結精算表上の株式について、「普通株式」と「優先株式」に分けている。なお、今回のテーマには直接関係しないが、連結精算表上の下の部分において、「普通株式」「優先株式」「剰余金」それぞれを内部、外部に分けているが、内部は親会社持分、外部は特別な純資産として性格づけている「少数株主持分」を意味している(Newlove[1926]p.8)。

Newlove[1926]は、「非参加的優先株式は子会社の超過収益力には持分がないので、非参加的優先株式の購入者は持分とともにのれんを獲得しない。普通株式の観点からすると、貸借対照表上純資産として示されるけれども、非参加的優先株式は固定負債の性格を持っている。のれんが負債に関わる取引において生じないのと同じように、普通株式の観点から、非参加的優先株式の取引から生じるのれんは連結貸借対照表において示されるべきではない」と述べている(Newlove[1926]p.144)。つまり、のれんは普通株式の投資と資本の相殺消去から生じ、優先株式の投資と資本の相殺消去から生じないことになる。以上を踏まえて仕訳形

式で示すと次のようになる。

連結修正仕訳

資本金－普通株式（内部）－	20,000	投資－普通株式－	25,000
剰余金（内部）	4,000		
のれん	1,000		
資本金－優先株式（内部）－	5,000	投資－優先株式－	7,500
剰余金（内部）	2,500		

この点に関して詳細には、Newlove[1926]は述べてないが、「投資－優先株式－」と「資本金－優先株式（内部）－」との差額分を剰余金（内部）を取り崩し、「剰余金（内部）」の残額と「資本金－普通株式（内部）－」と「投資－普通株式－」の差額をのれんとして計算していると考えられる。このように、株式の種類も踏まえて、のれんの処理を行っている。⁽⁴⁾

IV まとめ

既述のように、連結の範囲が持株基準から支配力基準へと移り変わりに合わせるように、のれんに関する処理が変わってきた。しかしながら、IFRS10では支配力を三つの要素により連結範囲を決定するようになっても潜在的議決権の取り扱いが特徴の1つとして挙げられているものの、のれんの処理は変わってなかった。これまでの国際会計基準の変遷を踏まえるならば、連結範囲の変更とともに、支配獲得時ののれんの処理も見直すという考えもあり得るのではないだろうか。そこで、連結の範囲も、潜在的議決権など株式の種類・内容を考慮するようになってきているので、のれんの処理も、株式の種類・内容を考慮して、のれんの金額を計算するNewlove[1926]の処理は、参考になるのではないだろうか。これは、会計学で重要な受託責任、すなわち、会社と個々の株主との権利・義務関係を開示することになるのではないだろうか。

注

- (1) 日本取引所グループ「IFRS適用済・適用決定会社一覧」<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/>（2019年1月31日閲覧）。なお、同サイトによると、日本では2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準の任意適用が開始されたところである。
- (2) 一般財団法人会計教育研修機構が、2018年3月12日に開催したIFRSセミナーにおいて、ヘッドルーム・アプローチ導入の経緯と、その概略が、IASB理事驚地隆継氏から「IASBにおける会計基準開発の動向」の中で解説された。これは、IASBの「のれん及び減損」プロジェクトとして、2017年12月の審議において、減損テストの有効性の改善のために検討されたものである。このアプローチは、資金生成単位（以下、CGUとする）等の未認識のヘッドルーム（回収可能価額が帳簿価額を超過する金額）をのれんの減損テストにおいて追加的なインプットとして使用するものである。この未認識のヘッドルームは、主として、財務諸表で認識されない、資金生成単位等の自己創設のれん、未認識の資産（認識要件を満たさない自己創設無形資産等）で構成されるものとされている。その後、詳細なものとして、例えば、企業会計基準委員会[2018]、松本[2018]が公表された。なお、一般社団法人会計教育研修機構[2019]では、IFRSは、現在、のれんを償却する方向で検討しているとのことであった。詳細については、別稿で検討することとする。
- (3) 既述のように、概念フレームワークの報告企業に関連して、IASBは2008年討議資料及び2010年公開草案では、財務諸表は、特定の投資者、貸付者またはその他の債権者の観点からではなく、企業全体の観点から作成されるとした。この公開草案で、提案されている表現はいわゆる経済的単一体説に近いものであることは指摘されている。

参考文献

- あずさ監査法人 /KPMG[2008] 『国際財務報告基準の適用ガイドブック』中央経済社。
- あらた監査法人編 [2013] 『IFRS 解説シリーズII 連結』第一法規。
- Baxter, G.C. and Spinney, J.C.[1975], "A closer Look at Consolidated Financial Statement Theory", CA magazine, Vol.106, No.1, January, pp.31-36 and Vol.106, No.2, February, pp.31-35.
- FASB[1991], *FASB Discussion Memorandum "an analysis of issues related to Consolidation Policy and Procedures"*, September.
- デロイト トウシュ トーマツ編 [2008] 『国際財務報告基準の実務』 [第3版] 中央経済社。
- 藤井秀樹 [2006] 「会計基準のコンバージェンスとわが国の制度的対応」 『国際会計研究学会年報』。
- Herz, R. B.[2013], *Accounting Changes Chronicles of Convergence, Crisis, and Complexity in Financial Reporting*, AICPA. (邦訳 杉本徳栄, 橋本尚訳 [2014] 『会計の変革』 同文館)。
- Hove, M. R.[2006], *Consolidated Financial Statements An International Perspective*, Juta and Co Ltd (Cape Town).
- IASB[2003], *IAS27: Consolidated and Separate Financial Statements*, December. (邦訳 企業会計基準委員会 [2005] 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』 雄松堂書店)。
- IASB[2004], *IFRS3: Business Combinations*, March. (邦訳 企業会計基準委員会 [2005] 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』 雄松堂書店)。
- IASB[2004], *IAS36: Impairment of Assets*, March.
- IASB[2005], *Conceptual Framework, Information for Observers*, May.
- IASB[2006], *Discussion Paper, Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*, July.
- IASB[2008], *Exposure Draft of an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*, March.
- IASB[2008], *Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, October.
- IASB[2008], *IFRS3: Business Combinations*, January. (邦訳 企業会計基準委員会 [2009] 『国際財務会計報告基準 [IFRSs] 2009年版』 中央経済社)。
- IASB[2009], *IAS27: Consolidated and separate Financial Statements*, January. (邦訳 企業会計基準委員会 [2009] 『国際財務会計報告基準 [IFRSs] 2009年版』 中央経済社)。
- IASB[2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, September.
- IASB[2011], *IFRS10: Consolidated Financial Statements*, December. (邦訳 企業会計基準委員会 [2013] 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2013年版』 雄松堂書店)。
- IASC[1976], *IAS3: Consolidated Financial Statements*, January.
- IASC[1998], *IAS22: Business Combinations*, November.
- IASC[1989], *IAS27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, June.
- IASC[1994], *IAS27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, October. (邦訳: 日本公認会計士協会 国際委員会 [2001] 『国際会計基準書 2001』 同文館)。
- 一般財団法人会計教育研修機構 [2018] 「ワンストップ特別セミナー『IFRS移行経験の共有～IFRSへの移行を円滑に進めるために～』 3月12日。
- 一般社団法人会計教育研修機構 [2019] 「IFRSの実務、移行経験の共有 2019」 3月27日。
- 神納樹史 [2014] 「国際会計基準における連結会計情報の対象の変遷」 『東京経大会誌 (経営学)』 284号, pp.29～47。
- 神納樹史 [2014] 「国際的調和化の過程におけるのれん認識後の処理—Schwencke 所説及び Barker & ÓhÓrgartaigh 所説を抛り所として—」 『会計』 186巻4号, pp.90～101。
- 神納樹史 [2017] 「企業結合会計と連結会計の史的検討」 『会計』 191巻4号, pp.26～39。
- 企業会計基準委員会 [2018] 「第382回企業会計基準委員会 審議事項 (1)-3-2 のれん及び減損: ヘッドルーム・アプローチを用いたのれんの減損テストの有効性の改善」 4月9日。
- 菊谷正人 [2005] 「英国におけるのれん会計の展開」 『イノベーション・マネジメント』 2号, pp.43～58。

- 松永貴志 [2018] 「『のれん及び減損』プロジェクトの最近の動き」『経営財務』3351号, 3月19日。
- 新田忠誓 [1997] 「会計学が示しうるものと簿記が示しうるもの」『會計』152巻4号(10月), pp.1~12。
- Newlove, G. H.[1926], *Consolidated Balance Sheets*, The Ronald Press Company (New York).
- 西川郁夫 [2014] 『会計基準の針路』中央経済社。
- 佐藤倫正主査 [2012] 『国際会計研究学会研究グループ報告 国際会計の概念フレームワーク<最終報告>』。
- Schwencke, H. R.[2002], *Accounting for Mergers and Acquisitions in Europe –A Comparative Study from an IAS Perspective of Accounting Rules in Germany, the UK and three Nordic Countries*, International Bureau of Fiscal Documentation (Amsterdam).
- 高須教夫 [1998] 『連結会計論』森山書店。
- 有限責任監査法人トーマツ [2012] 『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2012』レクシスネクシス・ジャパン株式会社。

(付記) 本稿は、第1回グローバル会計学会で報告したものに、加筆修正したものである。当日司会をいただいた藤井秀樹京都大学大学院教授、大会準備委員長の菊谷正人法政大学大学院教授をはじめ、ご教示をいただいた諸先生方に感謝申し上げます。

(審査受付 2018年6月27日)

(掲載決定 2019年1月28日)